

空き家再生子育て応援事業の
実施に関する協定書(案)

福岡県



空き家再生子育て応援事業の実施に関する協定書(案)

福岡県(以下「甲」という。)と●●(以下「乙」という。)は、空き家再生子育て応援事業(以下「当該事業」という。)の実施において、次のとおり協定書を締結する。

(事業の目的)

第1条 当該事業は、近年の住宅価格の高騰と空き家の増加を踏まえ、市町村及び買取再販事業者と連携し、空き家を若年・子育て世帯にとって魅力的で手頃な価格の住宅に再生することで、子育て世帯等の住宅取得を応援し定住を促進することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、当該事業の実施について互いに連携協力するものとする。

(事業実施内容)

第3条 乙は、「空き家再生子育て応援事業の実施に伴う買取再販事業者の募集について募集要領」の内容及び提出した応募書類の内容に基づき、甲と協議して当該事業を実施しなければならない。

2 乙は、やむを得ない事情が生じた場合は、甲の承認を得て提出した応募書類の内容を変更することができる。

3 甲は乙に対して、応募書類の内容について訂正、及び、追加の提出を求めることができる。

(個人情報の保護)

第4条 甲及び乙は、当該事業を通じて知り得た個人情報については、この協定の期間はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、当該事業を通じて知り得た個人情報について、漏えい、窃取、滅失、毀損等の事故が生じた場合には、速やかに相手方に報告し、必要な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第5条 乙は、当該事業を通じて知り得た情報については、本事業以外に利用してはならない。

(協議)

第6条 甲及び乙は、第2条に規定する協力事項の実施に当たっては、十分な協議を行うものとする。

2 本協定に定めがない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議を行うものとする。

(適用)

第7条 本協定の期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。

2 甲及び乙のいずれかが、本協定を解除しようとする場合には、解除する期日の1か月前までに申し出なければならない。

3 甲は、乙が本協定の規定に反したと認める場合には、前項の規定に関わらず、本協定を解除することができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福岡県知事 服部 誠太郎

乙